

●香川県告示第135号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てを免許した。

令和元年10月8日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 免許年月日

令和元年9月27日

2 免許を受けた者の名称及び所在地並びにその代表者の氏名及び住所

直島町

香川郡直島町1122番地1

直島町長 小林 眞一

香川郡直島町1122番地1

3 埋立区域

(1) 位置

香川県香川郡直島町字高田浦834番7から834番10を経て834番11に隣接する地先公有水面

(2) 区域

ア 第1工区

次の各地点を順次に結んだ線及び⑩の地点と①の地点を結んだ線により囲まれた区域

①の地点	四等三角点 本村（北緯34度27分39.4258秒、東経133度59分38.0841秒。以下「基点」という。）から94度19分31秒、492.87メートルの地点
②の地点	①の地点から85度56分10秒、2.44メートルの地点
③の地点	②の地点から175度56分13秒、23.13メートルの地点
④の地点	③の地点から86度11分09秒、0.03メートルの地点
⑤の地点	④の地点から175度56分13秒、25.19メートルの地点
⑥の地点	⑤の地点から85度55分22秒、9.69メートルの地点
⑦の地点	⑥の地点から92度01分37秒、1.33メートルの地点
⑧の地点	⑦の地点から175度54分41秒、1.30メートルの地点
⑨の地点	⑧の地点から264度56分41秒、12.86メートルの地点
⑩の地点	⑨の地点から265度52分43秒、0.57メートルの地点

イ 第2工区

次の各地点のうち、①の地点から②の地点を経て⑪から⑱の地点までを順次結んだ線及び⑱の地点と①の地点を結んだ線により囲まれた区域

①の地点	基点から94度19分31秒、492.87メートルの地点
②の地点	①の地点から85度56分10秒、2.44メートルの地点
⑪の地点	②の地点から355度56分03秒、11.37メートルの地点
⑫の地点	⑪の地点から85度56分06秒、0.20メートルの地点
⑬の地点	⑪の地点から355度55分25秒、30.78メートルの地点
⑭の地点	⑬の地点から265度55分33秒、7.84メートルの地点
⑮の地点	⑭の地点から196度22分55秒、2.15メートルの地点
⑱の地点	⑮の地点から85度59分35秒、1.56メートルの地点

⑰の地点	⑯の地点から175度58分44秒、0.57メートルの地点
⑱の地点	⑰の地点から85度59分02秒、4.36メートルの地点

(3) 面積

- ア 全体 261.71平方メートル
- イ 第1工区 138.24平方メートル
- ウ 第2工区 123.47平方メートル

4 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

香川県香川郡直島町字高田浦834番7から834番10を経て834番11に隣接する地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及びHの地点とAの地点を結んだ線により囲まれた区域

Aの地点	基点から83度26分49秒、465.86メートルの地点
Bの地点	Aの地点から85度55分23秒、76.67メートルの地点
Cの地点	Bの地点から175度58分51秒、131.16メートルの地点
Dの地点	Cの地点から222度44分19秒、21.18メートルの地点
Eの地点	Dの地点から265度13分55秒、44.57メートルの地点
Fの地点	Eの地点から355度01分34秒、88.23メートルの地点
Gの地点	Fの地点から265度56分51秒、24.19メートルの地点
Hの地点	Gの地点から356度11分22秒、34.12メートルの地点

(3) 面積

10,081.07平方メートル

5 埋立地の用途

ふ頭用地